

広島県告示第470号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年9月7日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市沼隈町常石1083番地 ツネイシLR株式会社 代表取締役社長 神原 秀忠
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市浦崎町大平木1344-1～4 ベラビスタ スパ&マリーナ尾道

2 申請の内容

66の3-I 旅館業の用に供するちゅう房施設1基を設置するとともに、66の3-I 旅館業の用に供するちゅう房施設1基の使用方法を変更する。また、66の3-I 旅館業の用に供するちゅう房施設1基を廃止する。さらに、排水口の名称を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の3-I 旅館業の用に供するちゅう房施設1基 廃止

(その2) 新設

種	類	66の3-I 旅館業の用に供するちゅう房施設 (SOB0ダイニング(B ₁₀))
能	力	68食
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手60日後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		11時から13時, 18時~21時, 5時間/日 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 される 汚水等 の状態	水素イオン濃度 (水素指数)	5.5~9.0	
		生物化学的酸素要求量	250	300
		化学的酸素要求量	150	300
		浮遊物質 量	200	250
		ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	20	30
		窒素含有量	100	200
		燐含有量	60	75
		大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)		2.0	4.08	

(その3) 変更

		変更前		変更後	
種 類		66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (別館(B ₂))			
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手60日後	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)	9.52	14.88	9.52	12.84

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更

	変更前	変更後
排水口名	ベラビスタ境ガ浜 排水口 A	ベラビスタ スパ&マリーナ 尾道 排水口 A

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年9月7日から平成29年9月28日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課